

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改正案  
に係るパブリックコメントの結果について

令和4年3月30日

国土交通省不動産・建設経済局

国土交通省では令和4年2月1日から令和4年3月3日までの期間において、標記パブリックコメントの募集を行い、以下のような御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 実施方法

(1) 募集期間

令和4年2月1日（火）～令和4年3月3日（木）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX 及び郵送

2 提出意見数

9件（提出者数3名）

3 お問合せ先

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線24828）

電子メールアドレス：hqt-kenshikapabukome@gxb.mlit.go.jp

以上

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改正案に係るパブリックコメントの結果について

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>17ページの改訂後欄の3行目「企業の現場入場」は「企業の作業員の現場入場」のほうがよい。</p>	<p>「明らかに実態が雇用労働者であるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあること」から、不適切な運用を行っている「企業」という単位でとらえ、現場入場規制等を行っているものであるため、改正案のままとさせていただきたいと考えております。</p>
<p>偽装一人親方は業界で当たり前の様に行われているので、ルールを守らない会社には厳しいペナルティーを与えて欲しいです。理由は建設職人の待遇が良くないためです。使用者ばかりが利する状況では職人の待遇は何年働いても良くなりません。この状況が何も変わらなかったら職人に希望も持てません。</p>	<p>改正後のガイドライン「第2元請企業の役割(9)一人親方の実態の適切性の確認」の中で「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」を挙げ、例に該当する場合は「元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結や働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと」としております。そこで「再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い」を要請し、対策の履行強化を図る考えです。</p>
<p>元請企業として、社会保険・建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の加入促進等しておりますが、CCUSの保険情報は本当に真正性があるのでしょうか。CCUSカードを取得する場合、正しく社会保険に加入していると認識していましたが実態は違うようです。CCUSの社会保険の確認方法、登録時の運用を調べてからガイドラインに記載してほしいです。</p>	<p>CCUSへ社会保険情報を登録する際には、提出された証明書と記載内容を照合する審査を都度行っているため、登録された情報の真正性は担保されています。</p> <p>よって、本ガイドラインにおいては「選定する建設企業の社会保険を確認する場合は、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムを活用して確認を行うこと。そのため、建設キャリアアップシステムに登録している建設企業を選定することを推奨する。」と記載をしています。</p> <p>一方、外国人や新卒者等については、実際に事業者には雇用される前にCCUSへの登録を行うニーズがあることなどから、CCUSは社会保険未加入者の登録自体を排除してはおりま</p>

	<p>せん。</p> <p>そのため、「建設キャリアアップシステムの登録内容について常に最新の状態にするよう下請企業に促すこと。」と記載を行い、CCUSから出力された作業員名簿等による登録状況と現状が乖離している場合には、情報の更新を促すよう求めています。</p>
--	--

※掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。